

議第194号

京都市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について

京都市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月25日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

京都市特定非営利活動促進法施行条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「場合」の右に「(市長が同法第30条の10第1項又は第30条の12第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報(同法第30条の9本文に規定する機構保存本人確認情報(同法第7条第8号の2に規定する個人番号を除く。))をいう。)の提供を受ける場合を除く。)」を加える。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(情報通信技術活用法の適用)

第13条 法第74条に規定する届出及び提出については、別に定めるところにより、同条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「読替え後の情報通信技術活用法」という。)第6条第1項の規定に基づき、電子情報処理組織(市長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と法第74条に規定する届出又は提出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。

2 法第74条に規定する通知及び交付については、別に定めるところにより、

読替え後の情報通信技術活用法第7条第1項の規定に基づき、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機と法第74条に規定する通知又は交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

- 3 法第74条に規定する縦覧及び閲覧については、別に定めるところにより、読替え後の情報通信技術活用法第8条第1項の規定に基づき、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

特定非営利活動促進法に基づく手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができることとする等の必要があるので提案する。